

分析に関する実施要領

かながわ環境整備センター

○ 対象とする廃棄物と分析項目の関係は、下表のとおりとします。

	燃え殻※ ばいじん※	鉱さい	汚泥※	がれき類 ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず
カドミウム	○	○	○	—
シアン	—	—	○	—
鉛	○	○	○	—
六価クロム	○	○	○	—
ヒ素	○	○	○	—
全水銀	○	○	○	—
アルキル水銀	○	○	○	—
ジクロロメタン	—	—	○	—
四塩化炭素	—	—	○	—
1,2-ジクロロエタン	—	—	○	—
1,1-ジクロロエチレン	—	—	○	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	○	—
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	○	—
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	○	—
トリクロロエチレン	—	—	○	—
テトラクロロエチレン	—	—	○	—
1,3-ジクロロプロペン	—	—	○	—
ベンゼン	—	—	○	—
PCB	—	—	○	—
チウラム	—	—	○	—
シマジン	—	—	○	—
チオベンカルブ	—	—	○	—
セレン	○	○	○	—
1,4-ジオキサン	○	—	○	—
有機リン	—	—	○	—
ダイオキシン類	○	—	○	—
含水率	—	—	○	—

○:排出事業者が試験(カドミウムから有機リンまでは溶出試験、ダイオキシン類は含有量試験)を実施する項目。
ただし、含水率については、廃棄物として排出する時点の値とする。

—:分析が不要な項目

※:燃え殻、ばいじん及び汚泥には、それぞれを処分したものを含む。